

## 令和3年度「広島県既存建築物防災週間」の実施について

建 築 課

### 1 要 旨

本県では、既存建築物の防災対策の一層の推進を図るため、全国的な取組として実施されている「建築物防災週間」に加え、平成24年に発生した福山市でのホテル火災を受けて、建築物の適切な安全管理に重点を置いた県独自の「既存建築物防災週間」を平成25年度から実施している。

### 2 実施主体

広島県建築安全安心マネジメント推進協議会

〔 広島県、広島市、福山市、呉市、東広島市、三原市、尾道市、廿日市市、三次市、住宅金融支援機構中国支店、広島県消費者団体連絡協議会、(公社)広島県建築士会、(一社)広島県建築士事務所協会、(公社)広島県建築センター協会、(公社)広島県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会広島県本部、(一社)広島県住宅産業協会、指定確認検査機関 他 〕

※構成団体のうち、県及び各市は建築確認事務等を行っている特定行政庁

### 3 期 間

令和3年5月13日（木）から令和3年5月19日（水）まで

### 4 取組の内容

#### (1) 建築物の防災相談窓口の開設

各建設事務所建築課、各特定行政庁建築指導主管課に建築物の防災相談窓口を開設し、建築物の防災に関する相談を受け付ける。

#### (2) 建築物の防災講習会の実施

建築物の所有者や管理者を主な対象として、建築基準法に基づく定期報告制度の概要や、定期的な調査・検査の重要性、防災のポイントに係る講習をライブ配信する。

[実施日時]

令和3年5月18日（火）13:30～16:00

[プログラム]

- ① 定期報告制度の概要
- ② 建築基準法の防火・避難規定
- ③ 建築物における防火管理上のポイント

[申込み方法]

広島県ホームページから申込可能

#### (3) 建築物の防災に関する知識等の普及啓発

- ア 実施主体の広報誌への掲載
- イ 広島県ホームページへの掲載
- ウ 啓発ポスター等の掲示

建築物の所有者・管理者の皆さまへ

# 定期報告の有無は公表されています!

～建築基準法で義務づけられており、利用者の皆様に見られています～

定期報告は、特定建築物\*の所有者等が、自ら建築物を適切に維持管理するための重要な制度です。また、施設の利用者にとっては、定期的な点検がなされることで、安全で安心な建築物の利用に繋がります。定められた期限までに、必ず定期報告書を提出してください。

\*特定建築物は、病院、旅館、百貨店、ホテル、飲食店などの多くの人が利用する一定規模以上の建築物です。

## 定期報告状況の公表について

平成25年度から特定建築物の定期報告状況について、定期的な検査がなされていることを、右記行政庁のホームページ等で公表しています。

「定期報告」が必要な特定建築物等の名称・所在地及び報告状況								
建築物名称	所在地	定期報告(年)						
		H29年 2017年	H30年 2018年	R元年 2019年	R2年 2020年	R3年 2021年	R4年 2022年	用途種別
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇市〇〇〇町	報告済			報告済			〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇市〇〇〇町	報告済			報告済			〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇市〇〇〇町	未報告			未報告			〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇市〇〇〇町	報告済			報告済			〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇市〇〇〇町	報告済			報告済			〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇市〇〇〇町	未報告			未報告			〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇市〇〇〇町	報告済			報告済			〇〇〇〇

## 定期報告概要書の閲覧について

特定建築物の維持管理の状況は、報告済の定期報告概要書により右記相談窓口において、どなたでも閲覧ができます。特定建築物を利用される際の参考ともなります。

第三十六号の三様式(第五条、第六条の三、第十一條の四関係)(A4)  
定期調査報告概要書  
(第一面)

調査等の概要

【1. 所有者】  
【イ. 氏名(フリガナ)】〇〇 〇〇  
【ロ. 住所】〇〇 〇〇

---

【4. 報告対象建築物】  
【イ. 所在地(広域)】〇〇市〇〇町〇〇  
【ロ. 名称(フリガナ)】〇〇〇〇  
【ハ. 名称】〇〇〇〇  
【ニ. 用途】〇〇〇〇

---

【5. 調査による把握の概要】  
【イ. 把握の内容】  要改正の指摘あり  要存不認指  指摘なし  
【ロ. 把握の概要】 建築物の外壁  
【ハ. 改善予定の有無】  有り ( 令和〇年 〇月に改善予定 )  無し  
【ニ. その他特記事項】

---

【6. 調査及び検査の状況】  
【イ. 今回の調査】 令和〇年 〇月 〇日実施  未実施  
【ロ. 前回の調査】  実施( 令和〇年 〇月 〇日実施 )  未実施  
【ハ. 建築設備の検査】  実施( 令和〇年 〇月 〇日実施 )  未実施  
【ニ. 昇降機等の検査】  実施( 令和〇年 〇月 〇日実施 )  未実施  
【ホ. 防火設備の検査】  実施( 令和〇年 〇月 〇日実施 )  未実施

---

【7. 建築等に係る不具合等の状況】  
【イ. 不具合等】  有り  無し  
【ロ. 不具合等の記録】  有り  無し  
【ハ. 不具合等の概要】 外壁タイルにひび割れ、浮き、破損あり  
【ニ. 改善の状況】  実施済  改善予定( 令和〇年 〇月に改善予定 )  
 予定なし(理由)

## 防災・建築物定期報告等の相談窓口

- 広島県** 西部建設事務所建築課 ☎082-250-8158  
竹原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡
- 東部建設事務所建築課 ☎084-921-1572  
府中市、世羅郡、神石郡
- 北部建設事務所建築課 ☎0824-63-5209  
三次市、庄原市
- 広島市** 中区役所建設部建築課 ☎082-504-2579
- 東区役所建設部建築課 ☎082-568-7745
- 南区役所建設部建築課 ☎082-250-8960
- 西区役所建設部建築課 ☎082-532-0950
- 安佐南区役所農林建設部建築課 ☎082-831-4952
- 安佐北区役所農林建設部建築課 ☎082-819-3938
- 安芸区役所農林建設部建築課 ☎082-821-4929
- 佐伯区役所農林建設部建築課 ☎082-943-9745
- 呉市** 都市部建築指導課 ☎0823-25-3514
- 福山市** 建設局建築部建築指導課 ☎084-928-1167
- 東広島市** 都市部建築指導課 ☎082-420-0956
- 三原市** 都市部建築指導課 ☎0848-67-6122
- 尾道市** 都市部建築課 ☎0848-38-9245
- 廿日市市** 建設部建築指導課 ☎0829-30-9191

定期報告をすべきであるのにしなかったり、虚偽の報告を行った場合は、**罰則の対象**(100万円以下の罰金)となります。

定期報告制度の詳細について ▶ 広島県ホームページ

定期報告制度

検索



広島県建築安全安心マネジメント推進協議会

【お問い合わせ】 広島県 土木建築局建築課 建築安全担当 ☎082-513-4133

# 建物の安全管理は、 所有者の義務です。

オンライン開催

LIVE配信

受講料  
無料

## 建築物の防災講習会

定員 200名

建築物の所有者や管理者の方を主な対象として、建築物の安全性を確保するために是非ともご確認いただきたい建築基準法に基づく定期報告制度の概要や、定期的な調査・検査の重要性、防災のポイントなどに関する講習会を開催します。ハード面だけでなく、適切な防火管理等のソフト面についても説明いたします。

### 受講対象者

定期報告の対象となる建築物<sup>※1</sup>の  
所有者・管理者<sup>※2</sup>及び、定期報告業務に  
携わる方

※1 病院、百貨店、ホテル、飲食店などの多くの方が利用される一定規模以上の建築物です。

※2 定期報告対象外の方なども受講可能です。

### 日時

令和3年5月18日(火)

13:30~16:00 (予定)

●受付13:10からログイン可能

### プログラム

#### 1 定期報告制度の概要

講師：広島県土木建築局建築課

- 定期報告制度の概要と罰則規定
- 定期報告の提出状況の公表の実施

#### 2 建築基準法の防火・避難規定

講師：広島市都市整備局指導部建築指導課

- 防火・避難規定のポイント
- リフォーム工事における法定ポイント

#### 3 建築物における防火管理上のポイント

講師：広島市消防局予防部予防課

- 建築物の適切な防火管理等

### 申込み方法

受講希望の方は、右記QRコードの受講申込フォームまたは広島県ホームページからお申込みください。開催日までに、参加用のURLを、メールにてお送りします。

広島県ホームページ

申込期限/令和3年5月11日(火)まで



広島県建築安全安心マネジメント推進協議会

[お問い合わせ]  広島県 土木建築局建築課 建築安全担当 ☎082-513-4133